解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

埼玉県鴻巣市寺谷一六五番地三
農事組合法人鴻巣農産物生産直売組合
代表清算人　大澤　一司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月八日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

富山県高岡市中田四三五六番地　圓融寺
清算人　渡辺　宣昭

解散公告（第一回）

当法人は、基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

大分県中津市一〇六〇番地
財団法人愛光保育園
代表清算人　重松　祐哉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜一八
社団法人崎浜公益会
五番地七
代表清算人　遠藤　喜隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
財団法人宮城県文化財保護協会
清算人　髙橋　仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

秋田県由利本荘市表尾崎町一七番地の二
財団法人本荘由利教育会館
代表清算人　猪股弥太郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

静岡市葵区田町一丁目七〇番三七号静岡県
青少年会館ボーイスカウト静岡県連盟事務
局内
財団法人ボーイスカウト静岡県連盟維持
財団
代表清算人　山本　克己

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

滋賀県大津市北大路一丁目六番地栄三会館内
社団法人栄三会
代表清算人　髙崎　忠郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年八月二十二日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

兵庫県加東市社五〇番地
清算法人社土地改良区
清算人代表　井上　壽弘

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、総会の決議により平成二十五年七月十九日付で解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

広島県尾道市瀬戸田町林八四三番地一
認可地縁団体林自治会
清算人　萬所　象治

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年七月八日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

北海道深川市二条一七番一七号
深川市土地開発公社
代表清算人　鈴木　英利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

栃木県宇都宮市下戸祭二丁目三番三号
社団法人栃木県調理師会
代表清算人　髙沼　信義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月八日開催の理事会の決議を経て、同年七月十八日に経済産業大臣の許可を受け、同年七月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

東京都千代田区永田町二丁目一七番一一号
財団法人工業技術協会
代表清算人　谷田　大輔
連絡先　東京都港区西新橋一丁目一六番三
号西新橋ＫＳビル二階
山下・柘・二村法律事務所
代理人弁護士　小堀　靖弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十一日

名古屋市熱田区神宮一丁目一番一号
財団法人愛知県神社庁維持財団
代表清算人　小串　和夫

第27期決算公告

平成25年8月23日
滋賀県甲賀市甲賀町神保53番地の5
住江テクノ株式会社
（旧商号　住江甲賀株式会社）
代表取締役　吉田　伸次

貸借対照表の要旨（平成25年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	635,917
	合計	635,917
負債及び純資産の部	流動負債	460,505
	固定負債	78,231
	株主資本	97,182
	資本金	90,000
	資本剰余金	114,571
	資本準備金	114,571
	利益剰余金	△ 107,390
	その他利益剰余金	△ 107,390
	（うち当期純損失）	(107,390)
	合計	635,917